

ふるさとを応援しようと地方自治体に寄附をされた方に、
寄附金相当額が住民税等から控除される仕組みが設けられています

ふるさと納税をされた方への優遇措置

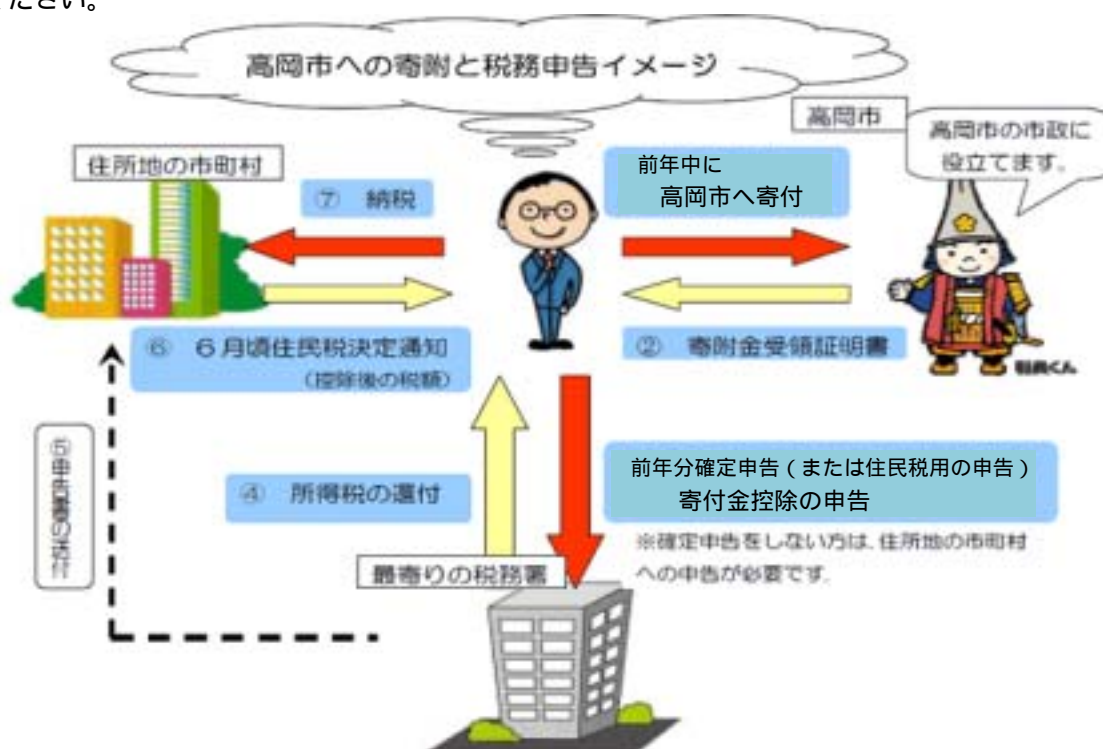
税の優遇措置

ふるさと納税で高岡市に寄附をされた方は、所得税と住所地での住民税が軽減されます。

税の優遇措置を受けるには... (個人の方)

寄附による税の控除を受けるためには、**所得税の確定申告または住民税の申告**が必要です。

申告の際には、**高岡市発行の「寄附金受領証明書」**が必要となります。寄附金受領証明書は大切に保管してください。



控除の計算方法

所得税 (所得控除)

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{地方公共団体に} \\ \text{対する寄附金} \end{array} \right. - \left. \begin{array}{l} 2,000 \text{円} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} 5 \sim 40\% (\text{寄附者に適用され} \\ \text{る所得税の限界税率}) \end{array}$$

この計算方式で求めた { } の額が、**所得金額から控除**されます。

ただし、控除の対象限度額は総所得金額等の40%です。

平成21年分以前については、算式中の2,000円は5,000円となります。

?? 総所得金額とは??

総所得金額等とは、次の1と2の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算した金額)です。

- 1 事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額
(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)
- 2 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(これらの金額は、損益の通算後の金額になります。)の2分の1の金額
ただし、純損失や雑損失の繰越控除、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用後の金額をいいます。

住民税（税額控除）

地方公共団体に対する寄附金のうち、適用下限額を越える部分について、一定の限度まで合わせて税額から控除されます。

次の計算式で求めた 1.基本控除額 と 2.特例控除額 を合計した額が控除額となります。

1.基本控除額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{地方公共団体に} \\ \text{対する寄附金} \end{array} - 5,000\text{円} \right\} \times 10\%$$

2.特例控除額

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{地方公共団体に} \\ \text{対する寄附金} \end{array} - 5,000\text{円} \right\} \times \begin{array}{l} 90\% - 0 \sim 40\% \text{ (寄附者に適} \\ \text{用される所得税の限界税率)} \end{array}$$

ただし、控除の対象限度額は総所得金額等の30%です。

また、2については、個人住民税所得割額の1割が限度となります。



モデルケース1

上記の計算式に当てはめると...

給与収入700万円、夫婦と子2人の家庭で、40,000円の寄附をした場合
(社会保険料控除70万円、子のうち1人は特定扶養に該当)

寄附金額	所得税	寄附金のうち 2,000円を超える部分	38,000	所得税での 軽減額	3,800	++ の合計 (所得税+住民税)
40,000	住民税	寄附金のうち 5,000円を超える部分	35,000	住民税での 軽減額 +	31,500	35,300

モデルケース2

年金収入350万円、夫婦のみの家庭で、20,000円の寄附をした場合
(社会保険料控除24万5,000円、本人は65歳以上、配偶者は70歳未満)

寄附金額	所得税	寄附金のうち 2,000円を超える部分	18,000	所得税での 軽減額	900	++ の合計 (所得税+住民税)
20,000	住民税	寄附金のうち 5,000円を超える部分	15,000	住民税での 軽減額 +	14,250	15,150

- - - 注 意 - - -

・税額控除は寄附をした翌年の住民税に反映されるため、翌年の住民税が課税されない場合は、控除を受けることができません。

・ふるさと納税制度をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意下さい。

(ATMを利用した振込みはありません)

お問合せ先

高岡市役所 総務部市民税課 個人市民税担当

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

電話：0766-20-1257

FAX番号：0766-20-1283

メールアドレス：shiminzei01@city.takaoka.lg.jp